

○社会労働委員会

内閣提出法律案（九件）

| 番号 | 件名 | 院議先 | 提出日 | 付託 | 委員会 | 議決 | 院議 | 衆議院 | 参議院 | 備考 |
|----|--|-----|-------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|--------------------------------|
| 22 | 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 | 衆 | 六、二二三 | 六、二二三 (予) | 六、四一〇 修正 | 六、四二一 修正 | 六、四二一 修正 | 六、二二三 可 | 六、三三五 可 | 衆 衆 へ 同 回 六、四二一 意付 |
| 23 | 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案 | 衆 | 二二三 | 二二三 (予) | 四、七 可 | 四、八 可 | 四、八 可 | 二二三 可 | 四、八 可 | 衆 衆 へ 同 回 四、二 意付 |
| 30 | 年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律案 | 衆 | 二二七 | 二二七 (予) | 四、八 修正 | 四、二一 修正 | 四、二一 修正 | 二二七 可 | 三、二七 可 | 衆 衆 へ 同 回 四、二 意付 |
| 31 | 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆 | 二二七 | 二二七 (予) | 四、五 修正 | 四、八 修正 | 四、八 修正 | 二二七 可 | 三、二七 可 | 衆 衆 へ 同 回 四、三 意付 |
| 32 | 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆 | 二二七 | 二二五 (予) | 五、三 可 | 五、四 可 | 五、四 可 | 二二七 修正 | 四、二七 修正 | 衆 衆 へ 同 回 四、二七 意付 |
| 33 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 | 衆 | 二二七 | 二二七 (予) | 五、三 可 | 五、四 可 | 五、四 可 | 二二七 可 | 四、二〇 可 | 衆 衆 へ 同 回 四、二 意付 |
| 46 | 環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案 | 衆 | 二二四 | 二二四 (予) | 四、五 可 | 四、八 可 | 四、八 可 | 二二四 可 | 四、三 可 | |

衆議院議員提出法律案（三件）

| 番号 | 件名 | 提出者 | 予備送付月日 | 本院へ提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|---------------------|---------------------------|--------|---------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 5 | 原子爆弾被爆者等援護法案 | 森井忠良君 外十三名 (六二、三三七) | 六一、三三三 | | 付委員会 議決 議決 議決 議決 | 付委員会 議決 議決 議決 議決 | 撤 六二、四一七 回 (委員会許可) |
| 18 | 労働基準法の一部を改正する法律案 | 森井忠良君 外四名 (四二五) | 五六 | | 付委員会 議決 議決 議決 議決 | 付委員会 議決 議決 議決 議決 | 五六 継 続 審 査 |
| 20 | 社会保険労務士法の一部を改正する法律案 | 社会労働委員長 (五二三) | 五三 | 五三 | 付委員会 議決 議決 議決 議決 | 付委員会 議決 議決 議決 議決 | 可 六二、五二三 決 |

国会の承認を求めるの件（二件）

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | 衆議院 | 備考 |
|----|--|-----|--------|------------------------------|------------------------------|----|
| 2 | 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等 に 関 し 承 認 を 求 め る の 件 | 衆議院 | 六一、四一八 | 付委員会 議決 議決 議決 議決 | 付委員会 議決 議決 議決 議決 | |

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

要旨

本法律案は、本格的な高齢化社会の到来を迎え、高年齢者の職業の安定その他福祉の増進を図ることが、その職業生活の充実等を図る上で不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、定年の引き上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者の雇用の促進、定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業の機会の確保等の措置を総合的に講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

法律の題名を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改めること。

二、総則の改正

1 法律の目的規定について所要の改正を行うほか、高年齢者等は、その意欲・能力に応じた雇用その他の就業の機会が確保されるよう配慮される旨の基本的理念を明らかにすること。

2 事業主は、その雇用する高年齢者の雇用の機会の確保等に努めること。また、国・地方公共団体は、事業主、労働者等に対する援助を行う等高年齢者の雇用その他の就業の機会確保のための施策の推進に努めること。

三、定年の引き上げ等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進

1 事業主は、定年を定める場合には、それが六十歳を下回らないように努めること。

2 労働大臣は、六十歳未満定年の事業主であつて、六十歳を下回ることについて特段の事情がないものと認めるものに対して、定年引き上げの要請、引き上げ計画の作成命令、同計画の適正実施勧告、正当な理由なく命令・勧告に従わない事業主名の公表等を行うことができること。

3 事業主は、高年齢者の雇用の安定のための諸条件の整備等を担当する高年齢者雇用推進者を選任するよう努めること。

四、高年齢者等の雇用の促進等

1 国は、高年齢者の雇用の促進するため、職業紹介、

職業指導等の効果的な実施、求人者に対する指導、求人者の開拓、求人求職情報の収集・提供等に努めること。

2 事業主は、労働省令で定める高年齢者について、定年等により離職する場合、その再就職の援助に努めるとともに、多数離職する場合には、あらかじめ、公共職業安定所長に届け出なければならないこと。

3 公共職業安定所長は、労働省令で定める高年齢者を雇用する事業主に対して、再就職援助計画の作成を要請することができるものとし、その要請を受けた事業主は、同計画を公共職業安定所長に提出するとともに、再就職援助担当者を選任すること。

4 事業主は、その雇用する高年齢者に対し、引退後の生活に関する知識の取得の援助等の措置を講ずるよう努めること。

五、高年齢者雇用安定センター

1 労働大臣は、高年齢者の雇用の安定等を図ることを目的として設立された公益法人であつて、高年齢者の雇用の安定に関する調査研究、雇用保険法による雇用の改善事業のうちの一定の給付金の支給等の業務等を適正・確実に行うことができるものと認められるものを、全

国に一を限り、中央高年齢者雇用安定センターとして指定することができること。また、労働大臣は、右の指定を受けた者に前記の給付金の支給等の業務の全部又は一部を行わせるものとする。

2 労働大臣は、都道府県の区域において高年齢者の雇用の安定等を図ることを目的として設立された公益法人であつて、高年齢者の雇用の安定に関する情報資料の収集提供、中央高年齢者雇用安定センターの委託を受けた1の給付金の支給等の業務を適正・確実に行うことができるものと認められるものを、都道府県に一を限り、都道府県高年齢者雇用安定センターとして指定することができること。

六、定年退職者等に対する就業機会の確保

国・地方公共団体は、定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の確保を確保するための措置を講ずるよう努めること。

七、シルバー人材センター等

1 都道府県知事は、定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の確保・提供等を適正・確実に行うことができるものと認められる公益法人を、市町村

の区域（必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限り、シルバー人材センターとして指定することができること。

2 シルバー人材センターは、労働大臣に届け出て、無料の職業紹介事業を行うことができること。

3 労働大臣は、シルバー人材センターの業務の連絡調整等を適正・確実に行うことができるものと認められる公益法人を、全国に一を限り、全国シルバー人材センター協会として指定することができること。

八、国による援助等

1 国は、一定範囲の年齢の高年齢者を雇用する割合が労働省令で定める割合を超える事業主に対する助成その他の事業主に対する援助等の措置を講ずることができること。

2 労働大臣は、事業主に対し、定年に関する制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況について必要な事項の報告を求めることができること。

3 高年齢者雇用率制度を廃止すること。

4 三に関する規定等は、国家公務員・地方公務員については適用しないものとする。

九、施行期日

この法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。ただし、高年齢者雇用安定センターに関する規定その他一部の規定は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

高年齢者雇用安定センターに関する規定その他一部の規定の施行期日について、「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」に改めること。

委員長報告

一一五ページ参照

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）

要旨

本法律案は、本格的な高齢化社会における退職金制度の重要性、中小企業における退職金制度の普及状況等にかんがみ、中小企業退職金共済制度の充実強化、その積極的普

及を図るため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、掛金月額引き上げ

掛金月額の最低額を現行の千二百円から三千円に、最高額を現行の一万六千円から二万円に引き上げること。

二、掛金納付月数の通算制度の拡充

退職後二年以内に再び被共済者となつた者について、直前の掛金納付月数が二十四月以上である場合には、退職理由の如何を問わず、その被共済者の申出により掛金納付月数を通算することができること。

三、掛金負担軽減措置の新設

退職金共済制度への加入促進等のため、掛金負担軽減措置として、中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という。）は、一定の範囲で掛金を減額することができることとし、特定業種退職金共済組合（以下「組合」という。）は、一定の範囲で掛金の納付を免除することができることとする。

四、過去勤務期間に係る掛金月額の引き上げ等

過去勤務期間に係る掛金月額の最低額を現行の千二百円から三千円に引き上げるとともに、過去勤務掛金完納

の場合の過去勤務期間に係る退職金給付水準を、過去勤務期間以外の掛金納付月数に係る退職金給付水準と同様の水準に引き上げること。

五、役員任期の変更

事業団・組合の理事長を除く役員任期を四年から二年に変更すること。

六、業務委託の範囲の拡大

事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所等の事業主団体に委託できる業務の範囲に、申込金の収納等に関する業務を加えること。

七、余裕金の運用方法の範囲の拡大

余裕金の運用方法の範囲に、被共済者を被保険者とする生命保険の保険料の払い込みを加えること。

八、掛金負担軽減措置に要する費用に対する国庫補助の新設及び退職金給付に対する国庫補助の廃止

退職金共済制度への加入促進等のため、事業団・組合が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること。

九、施行期日

この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行するこ

と。ただし、余裕金の運用方法の範囲の拡大に係る規定は、公布の日から施行すること。

委員長報告

一一〇ページ参照

年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、国民年金等の被保険者及び受給権者等の福祉の向上を図るため、年金福祉事業団において、長期借入金等による資金の運用を行うことができることとするともに、老齢福祉年金の額を引き上げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、年金福祉事業団法の一部改正

1 年金福祉事業団は、国民年金の被保険者に対する貸し付け等の業務を将来にわたつて安定的に実施するための資金の確保に資するため、長期借入金の借り入れ等の方法で政府から調達した資金の運用を行い、これによ

り積み立てられた積立金の管理を行うことをその業務とすることができるものとする。

2 年金福祉事業団は、金融機関等の法人に対し、1の業務の一部を委託することができるものとする。

3 年金福祉事業団は、1の業務に係る経理については、特別の勘定を設けて整理し、運用益について、これを積み立て、将来必要があるときは、一般の勘定に繰り入れて、各種の還元福祉事業の財源に充てるものとする。

4 1の資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行われなければならないものとする。

(1) 国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得

(2) 預金又は貯金（厚生大臣が適当と認めて指定したものに限り）

(3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

二、国民年金法等の一部改正

老齢福祉年金の額を、月額二万六千五百円から二万七千二百円に引き上げること。

三、施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

この法律は、「公布の日」から施行し、老齢福祉年金の額の引き上げについては、昭和六十一年四月一日から適用すること。

委員長報告

一一五ページ参照

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

要旨

本法律案は、母子家庭及び心身障害者の福祉の向上を図るため、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、児童扶養手当に関する事項

児童扶養手当の額を、児童一人の場合、月額三万三千

円から三万三千七百円に、児童一人の場合、月額三万八千円から三万八千七百円に、それぞれ引き上げること。

二、特別児童扶養手当に関する事項

特別児童扶養手当の額を、障害児一人につき、月額二万六千五百円から二万七千二百円に、重度障害児一人につき、月額三万九千八百円から四万八千円に、それぞれ引き上げること。

三、障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当に関する事項

障害児福祉手当及び経過的に支給される福祉手当の額を、月額一万二千二百五十円から一万五千五百五十円に引き上げること。

四、特別障害者手当に関する事項

特別障害者手当の額を、月額二万円から二万八千円に引き上げること。

五、施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

この法律は、「公布の日」から施行し、児童扶養手当、

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的に支給される福祉手当及び特別障害者手当の額の引き上げについて、昭和六十一年四月一日から適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の内容は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の額を引き上げることです。

次に、環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案の主な内容は、環境衛生金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫において、新たに、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行うこととすること等です。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、児童扶養手当の引き上げ幅と所得制限、政策金融のあり方、環境衛生金融公庫の融資手続の簡素化等の諸問

題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、自由民主党・自由国民会議を代表して佐々木理事より施行期日等に関する修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決しました。

次に、環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、掛金月額の最低額及び最高額をそれぞれ引き上げること。第二に、転職前の掛金納付月数が二十四月以上である場合には、退職理由のいかんを問わず、被共済者の申し出により掛金納付月数を通算

できることとする。第三に、加入等の促進のため、中小企業退職金共済事業団は、一定の範囲で掛金を減額することができ、特定業種退職金共済組合は、一定の範囲で掛金の納付を免除することができることとする。第四に、余裕金の運用方法の範囲を拡大すること。第五に、中小企業退職金共済事業団等が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること等であります。

委員会におきましては、企業規模別の退職金制度の格差、本制度への加入促進対策、パートタイム労働者等への制度の適用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額十万八千円から十一万八千円に引き上げること。

二、特別手当の額引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当の

額を、月額三万九千八百円から四万八百円に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引き上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万七千円から三万八千円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかつているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万六千五百円から二万七千二百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引き上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万六千五百円から二万七千二百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万三千三百円から一万三千六百円に引き上げること。

六、施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月

一日から適用すること。（衆議院修正）

委員長報告

一一四ページ参照

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額の引き上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、現行の四百二十四万円を昭和六十一年七月分から四百四十六万五千円に増額するとともに、扶養加給の額についても引き上げること等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引き上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百四十四万円を昭和六十一年七月分から百五十一万円円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げること等とすること。

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、現行十一万二千円を昭和六十一年七月分から十一万七千九百十円に引き上げること。

三、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

戦傷病者等の妻に対する特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が昭和五十八年三月三十一日以前に死亡したことにより戦没者等の妻となっている者に対して、特別給付金（戦傷病者等の妻であつた期間に応じて額面六十万円又は百二十万円、十年償還の国債）を支給すること。

四、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

1 昭和五十八年四月一日までに新たに戦傷病者等の妻となつた者に対して、特別給付金（額面三十万円（軽

症者は半額）、十年償還の国債）を支給すること。

2 既に戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受給している者であつて、昭和六十一年十月一日において戦傷病者等の妻である者に対して、特別給付金（戦傷病者等の妻としての期間に応じて額面三十万円から六十万円（軽症者は半額）、十年償還の国債）を支給すること。

3 昭和五十八年四月一日までに新たに満州事変間に受傷り病した戦傷病者等の妻となつた者に対して、特別給付金（額面三十万円（軽症者は半額）、十年償還の国債）を支給すること。

4 戦傷病者等の妻に対する特別給付金国債の償還を終えたときに、夫たる戦傷病者等が昭和五十八年三月三十一日以前に平病死している場合、その妻に特別給付金（額面五万円、五年償還の国債）を支給すること。

五、施行期日

この法律は、昭和六十一年七月一日から施行すること。ただし、三及び四は、昭和六十一年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の主な内容は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給すること等であります。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の内容は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げること等あります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、一般戦災者に対する援護、中国残留日本人孤児の自立援護策、原爆死没者調査の施策への反映、被爆者の高齢化に伴う施策の改善等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決し

ました。

次いで、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、以上二法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、環境衛生関係営業の衛生水準の向上及び近代化の促進を図るため、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫について、施設の設置等に要する資金の貸し付けに加え、新たに、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務範囲の拡大

施設又は設備の設置又は整備に要する資金のほか、次の資金を貸し付けることとする。

1 環境衛生関係業者が、その営業の衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 環境衛生同業組合等が、環境衛生関係営業の衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な事業を行うのに要する資金であつて政令で定めるもの

二、役員任期

理事及び監事の任期を、四年から二年に改めること。

三、施行期日

この法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。

ただし、役員任期の改正規定は、公布の日から施行すること。

委員長報告

一一〇ページ参照

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第六三三号）

要旨

一、廃棄物処理施設整備計画の策定等

本法律案は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、昭和六十年までの第五次五カ年計画に引き続き、六十五年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び事業の量について計画を策定し、その実施のために必要な措置を講ずるものである。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものである。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案の内容は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、新たに、昭和六十五年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定することとするものであります。

次に、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、第一に、年金福祉事業団において、その業務を将来にわたつて安定的に実施するための資金の確保を目的とする長期借入金等による資金の運用を行うことができることとする。第二に、老齢福祉年金の額を、月額二万六千五百円から月額二万七千二百円に引き上げることあります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、適正処理困難廃棄物の処理、廃棄物の減量化及び再生・資源化、廃棄物処理事業における労働災害、年金積立金の高利運用策、年金福祉事業団に対する出資金・交付金のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、まず、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、年金福祉事業団法及び国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、自由民主党・自由国民会議を代表して、佐々木理事よ

り、施行期日に関する修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、以上二法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、法律の題名を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改めること。第二に、事業主は、定年を定める場合には六十歳を下回らないように努めるものとし、六十歳未満定年を定めている事業主に對し、定年引き上げの要請等の措置を講ずることができるようものとする。第三に、一定割合を超えて高年齢者を雇用する事業主に対する助成、高年齢者雇用に関する相談援助体制の整備その他の継続雇用促進のための施策を明らかにすること。第四に、職業紹介等の効果的实施、事業主が行う再就職援助その他の再就職促進のための施策を明らかにすること。第五に、定年退職者等の就業ニーズに応じた臨時的かつ短期的な就業機会の提供体制を整備すること等であります。

委員会におきましては、六十歳定年の努力義務規定の実効性、六十歳代前半層の雇用対策、定年延長に伴う雇用管理、シルバー人材センターの充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表して、大浜理事より、施行期日に関する修正案が提出されました。討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつてされており、

以上、御報告申し上げます。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、労働者災害補償保険の保険給付内容の改善整備を図るとともに、事業場ごとの業務災害状況に応じた保険料率改定に関する措

置の対象事業場の範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働者災害補償保険法の一部改正

- 1 年金たる保険給付に係る給付基礎日額について、年齢階層別賃金の実態を基礎として労働者の年齢階層ごとに最低限度額・最高限度額を定め、その給付基礎日額が、労働者の年齢の属する年齢階層に応ずる最低限度額を下回り又は最高限度額を超える場合には、当該最低限度額又は最高限度額を給付基礎日額とすること。
- 2 所定労働時間の一部のみ労働した場合の休業補償給付の額は、給付基礎日額から当該労働に対して支払われる賃金を控除した額の百分の六十に相当する額とすること。また、監獄等に収容されている場合は、休業補償給付を支給しないこととすること。
- 3 通勤災害に関する休業給付についても、2と同様の改正を行うこと。
- 4 通勤経路からの逸脱又は通勤の中断後の往復が通勤とされる行為の範囲を拡大し、現行の日用品の購入等のほかに労働省令で定める一定の行為を加えること。
- 5 事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立

の届出を怠つていた期間中に生じた事故について保険給付を行つたときは、政府は当該保険給付に要する費用の全部又は一部に相当する金額を事業主から徴収できらることとする。

二、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

1 継続事業のメリット制度（事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度）の対象事業場の規模を使用労働者数二十人以上（現行三十人以上）に改めるほか、メリット収支率の算定期間を三年度間（現行三暦年間）に改めること。

2 有期事業のメリット収支率の算定に当たり用いる調整率について、所要の改正を行うこと。

3 労働保険の保険料の納付の手續に關し、口座振替による納付の方法を導入すること。

三、施行期日

この法律は、年金たる保険給付に係る給付基礎日額の改正については昭和六十二年二月一日、継続事業に係るメリット制度の改正については同年三月三十一日、労働保険の保険料の納付の手續に係る改正については昭和六十三年四月一日、その他の改正事項については昭和六十

二年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案及び承認案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、労働者災害補償保険法関係の改正では、第一に、年金たる保険給付に係る給付基礎日額について、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定めること。第二に、休業補償給付及び休業給付の額について、所定労働時間の一部について休業したときは、休業による賃金喪失分の六〇%とすること。第三に、休業補償給付及び休業給付について、監獄等に収容されている者に対しては支給しないこと。第四に、通勤災害に關し、通勤経路からの逸脱等の後の往復が通勤とされる行為の範囲を拡大すること。第五に、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の手續を怠つている期間中に生じた事故について、保険給付を行つたときは、その費用の全部又は一部に相当する金額を事業主から徴収

することができると等であり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の改正では、継続事業のメリット制度の対象事業場の規模を使用労働者数二十人以上とするとも、有期事業のメリット収支率について所要の改正を行うこと、保険料の納付の手續について口座振替による納付の方法を導入すること等であります。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるとの件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所及びその出張所の設置等を行うことについて、国会の承認を求めるとであります。委員会におきましては、以上二件に対し、労働災害の動向と防止対策、年金たる保険給付に関する最低・最高限度額の設定、給付水準の改善、公共職業安定所等の再編整理方針等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について、日本共産党より原案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、まず、労

働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について諮りましたところ、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

次いで、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるとの件について諮りましたところ、討論はなく、本件は、多数をもつて承認すべきものと決しました。

なお、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案の主な内容は、社会保険労務士制度の整備充実を図るため、社会保険労務士の業務に事務代理業務を加えるとともに、社会保険労務士の研修及び勤務社会保険労務士の責務等について規定の整備を行うことであります。委員会におきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（衆第二〇号）

要旨

本法律案は、社会保険労務士の活動に対する要請の増大、社会保険労務士の行う業務の公共性、専門性及び重要性にかんがみ、社会保険労務士制度の整備充実を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、職務内容の充実

社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告その他の事項（主務省令で定めるものに限る。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査・処分に関する主張・陳述（主務省令で定めるものを除く。）について、代理することができるものとする。

二、事業所に勤務する社会保険労務士の登録及び責務

1 事業所に勤務する、いわゆる勤務社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に、現行の登録事項に加えて、勤務する事業所の名称、所在地その他主務省令で定める事項の登録を受けなければならないものとする。

2 勤務社会保険労務士は、その勤務する事業所において従事する事務の適正かつ円滑な処理に努めなければならない。

ならないものとする。

三、研修

社会保険労務士は、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会の行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないものとする。また、事業主は、勤務社会保険労務士が研修を受講しようとするときは、事業の運営に支障のない範囲内で受講の機会を与えるよう努めなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、昭和六十一年十月一日から施行すること。

委員長報告

一一八ページ参照

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めの件（閣承認第二号）

要旨

公共職業安定所に関し、行政改革の一環として、その一

部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきている。

本件は、昭和六十一年度において行う予定の右の理由による再編整理に伴い、札幌東公共職業安定所及び同所江別出張所ほか公共職業安定所及びその出張所十一カ所の設置等を行うことについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。

委員長報告

一一八ページ参照